第2期久留米市事業継続緊急支援金

緊急事態宣言等(5月以降) により 売上減少した中小事業者を支援します

国、県の月次支援金との併給が可能です

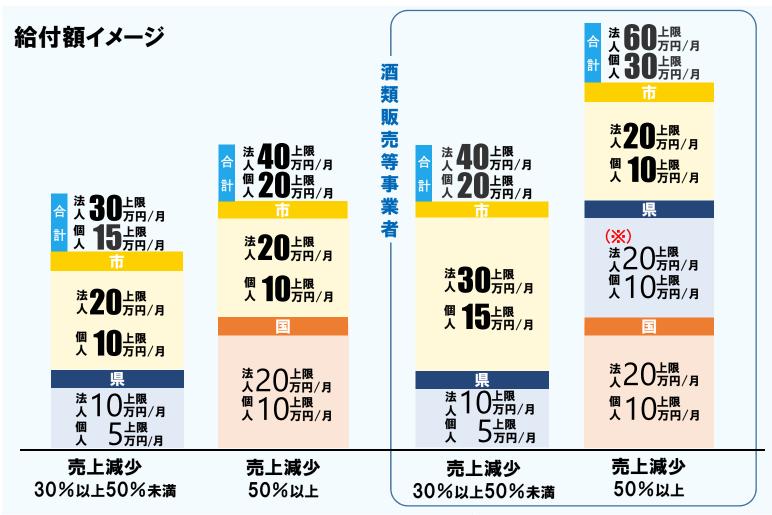
申請期間 7_月1_{日(木)} 5 8_月31_{日(火)}

交付要件

- 1. 5月からの緊急事態措置等に伴う**飲食店の休業・時短営業** または、**外出自粛等**の影響を受けていること
- 2. 月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**30%**以上減少していること ※ 休業・時短要請に伴う協力金の対象者は対象外です。(大規模施設・大規模施設テナント向けは除く)

給付額(月額)

給付額= 2019年または2020年5月(6月)事業収入 - 2021年5月(6月)事業収入



必要書類

申請区分に応じて区分①、②に該当される方は、下記のとおり提出書類を簡略化できます。

ただし、申請時と内容が変わっている場合などは該当する書類を提出ください。

区分①:市事業継続緊急支援金(第1期)を受給している

区分2:国の月次支援金(今回の申請と同じ月)を受給している

区分③:市事業継続緊急支援金(第1期)、国の月次支援金(今回の申請と同じ月)いずれも受給していない

申請書類の名称	区分①	区分②	区分③
交付申請書(第1号様式)	0	0	0
取引先情報一覧(第2号様式)	0	0	0
宣誓・同意書(第3号様式)	0	0	0
確定申告書(の写し)	原則不要 ※1		0
対象月の売上台帳等(の写し)	0		0
市内で事業所等を運営していることが 確認できる書類		0	0
通帳等(の写し)		0	0
本人確認書類(の写し)		個人のみ	個人のみ
履歴事項全部証明書(の写し)	法人のみ ※ 2		法人のみ
役員名簿(第4号様式)		法人のみ	法人のみ
決定通知書(区分①の場合 市事業継続支援金、 区分②の場合 国月次支援金)	0	0	
【酒類販売等事業者】			
酒類販売業免許通知書等(の写し)	0		0
【飲食店、喫茶店の方】			
時短要請前の営業時間が分かるもの			0

※1法人のみ、決算月によっては必要な場合がございます。詳しくは申請の手引きをご確認ください。 ※2市事業継続緊急支援金(第1期)で提出されている場合、提出は不要です。

■申請はメールまたは郵便で

メール 送信の際、件名に「第2期緊急支援金申請(申請者名)」と入力してください。

keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

郵 送 8月31日(火)の消印有効

『〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市事業者支援金コールセンター 宛』



必要な書類はこちら

様 式 申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3010shienseido/2021-0625-1558-75.html

上記のほか、その他必要な書類があります。詳しくは手引きをご確認ください。



お問合せ先

久留米市事業者支援金コールセンター

電話:0942-30-9828 Fax:0942-30-9757

Mail: keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

